

学齡期の発達障害児への「切れ目のない支援」  
を実現するための連携・協働のあり方

報告書

令和2年8月

仙台市発達障害者支援地域協議会

学齡期における連携のあり方検討部会

## 目次

<b>I</b>	<b>はじめに</b>	1
<b>II</b>	<b>学齢期の発達障害児支援を取り巻く現状及び課題</b>	2
1	学齢期の発達障害児を取り巻く現状	2
	(1) 特別支援教育 . . . . .	2
	(2) 放課後支援 . . . . .	3
	(3) 発達相談支援センターの相談支援 . . . . .	4
2	学齢期の切れ目ない支援を推進していくために行われている取組	6
	(1) 各分野におけるコーディネーターの配置 . . . . .	6
	(2) 関係機関同士の連携を推進する場づくり . . . . .	6
	(3) 子どもの育ちを支えるための支援計画の作成 . . . . .	7
3	学齢期の切れ目ない支援を推進する上での課題	7
	(1) 支援を必要とする対象の広がり . . . . .	7
	(2) 多機関同士の連携における課題 . . . . .	8
	(3) 情報共有および連携ツールの活用における課題 . . . . .	9
	(4) 成人期から見えてくる課題 . . . . .	9
<b>III</b>	<b>課題解決のために必要となるポイント</b>	9
1	目指すべき学齢期における支援の姿	9
2	必要なポイント	10
<b>IV</b>	<b>関係機関の具体的取組</b>	10
1	取組事例（概要）	10
2	学校での取組（特別支援教育実践研究）	15
3	児童館での取組	15
<b>V</b>	<b>必要な支援体制について</b>	16
1	コーディネート機能	16
2	連携・協働を推進するための場	17
3	支援を引き継ぐための情報共有・引き継ぎの充実	19
4	人材育成（分野を超えて）	20
5	その他	21
<b>VI</b>	<b>総括</b>	23

- 参考資料： 1 部会委員名簿  
2 審議経過

## I はじめに

本市では、発達障害児者本人および家族が地域で安心して暮らせるよう、平成14年度の発達相談支援センター開設以来様々な取組を進めてきた。

平成28年8月には発達障害者支援法が改正され、都道府県・政令市が発達障害児者の支援体制整備に関する課題を協議する場として発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」とする）を設置することとされた（発達障害者支援法第19条の2第1項）。本市においては従来、発達相談支援センター連絡協議会にて様々な地域課題を検討してきたが、法改正を機にそれを発展的に解消し、市の第5期障害福祉計画にも定め、平成30年度に本協議会を設置した。

本協議会では、発達障害児者支援体制整備に関する情報共有及び検討を行うとともに、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的としている。協議会が設置されたことに伴い、従来よりも広範囲に本市における発達障害児者支援の課題を検討することができるようになった。

平成30年度においては、「学齢期では学習面や集団行動における課題が顕在化するケースが増加している」、また「子ども本人だけではなく、家族も含めた丁寧な支援が必要な場面が増えており、多機関連携のもと支援を展開していく必要がある」との議論がなされた。その中で具体的な検討内容として、連携・協働に必要となる支援を引き継ぐための情報共有の在り方、関係機関のコーディネーターに期待される役割などがあげられ、これらを2年間にわたり検討していくための「学齢期における連携のあり方検討部会(以下「部会」という。）」を設置した。部会では「学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方」をテーマとし、子育て・教育・福祉分野における支援の現状及び課題について整理するとともに、発達障害児が安心して地域で生活するための体制づくりのあり方について議論を重ね、議論の内容を中間報告としてまとめた。それを受け令和元年度には、部会委員へのヒアリングを通し、実践から得られた具体的な課題解決策を本報告書としてまとめた。この報告書が学齢期を中心にした発達障害児支援に関わる皆さまの日々の連携・協働の促進に繋がれば幸いである。

## II 学齢期の発達障害児支援を取り巻く現状及び課題

### 1 学齢期の発達障害児を取り巻く現状

#### (1) 特別支援教育

教育の分野では平成 19 年度に特殊教育から特別支援教育への制度の転換が行われた。特別支援学校は児童生徒数の著変は無いが、この間小・中学校の特別支援学級と通級指導教室児童生徒数は年々増加して、令和 2 年度は平成 19 年度の約 1.8 倍となっている(図 1)。また、それ以外にも小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の診断があり保護者から支援の申し出のある児童生徒や、保護者からの申し出はないものの、学校が配慮を必要と判断している児童も年々増加しており、通常の学級の中でも多様なニーズに対応することが求められている状況といえる(図 2)。

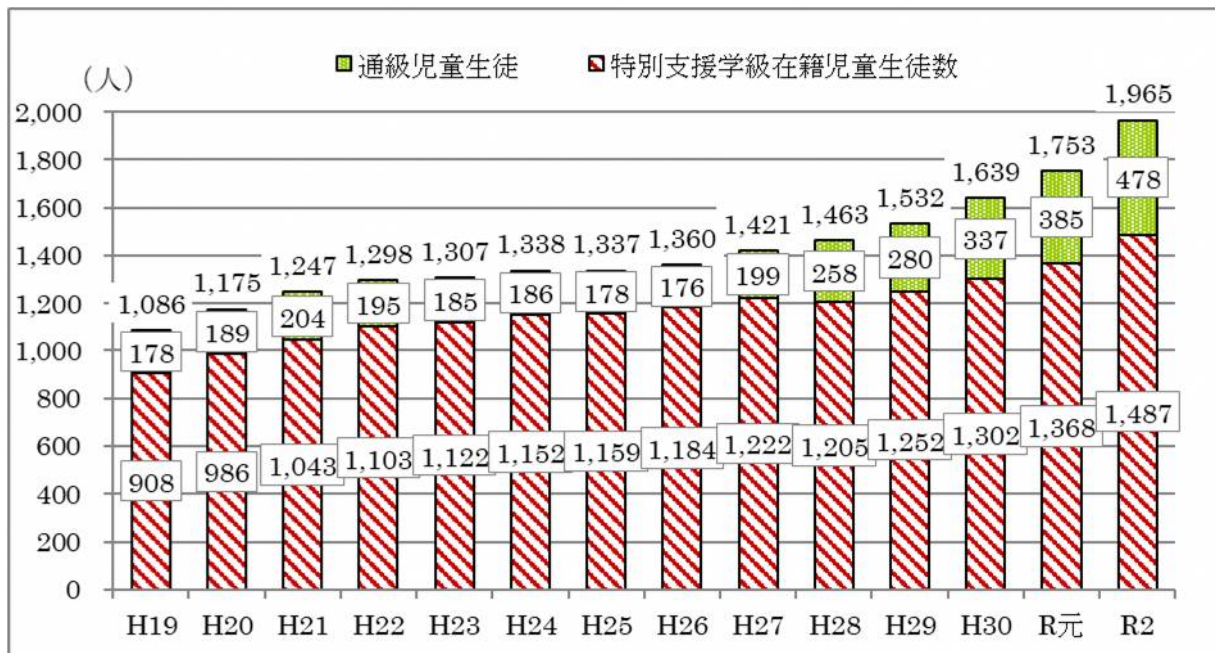


図 1 仙台市立小中学校の特別支援学級在籍者数及び通級児童生徒数の推移 (各年度 5 月 1 日現在)

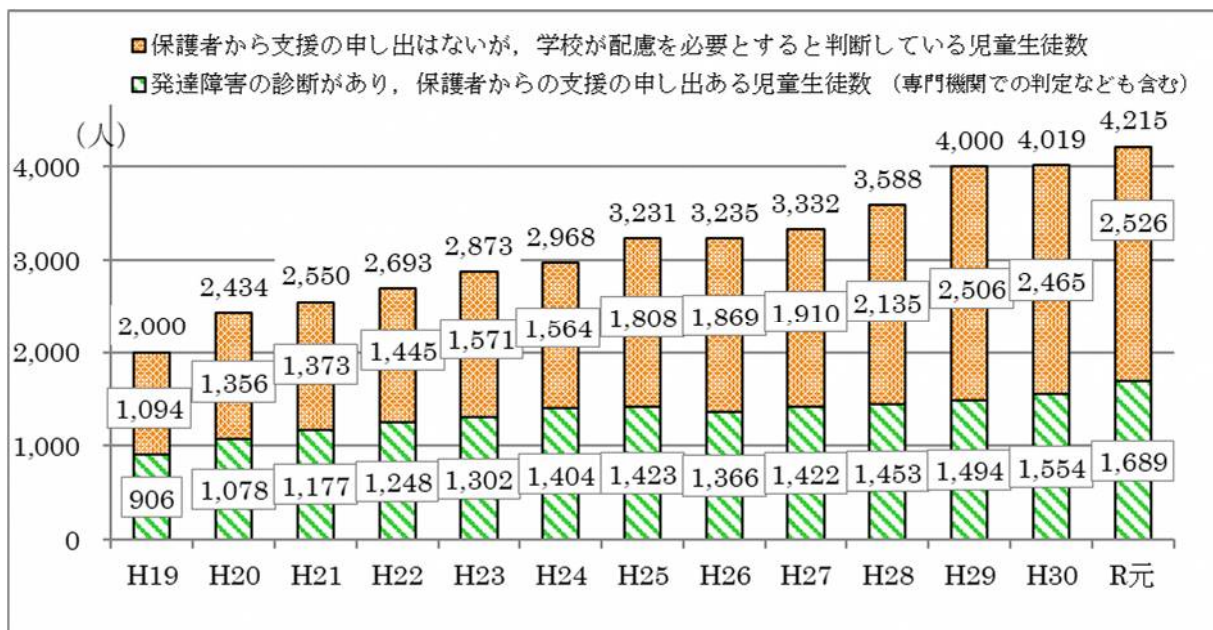


図 2 通常の学級で配慮が必要な児童生徒数 (小中学校) (各年度 7 月 1 日現在)

(図 1、2：特別支援教育課提供)

(2) 放課後支援

① 児童クラブにおける要支援児の増加

児童クラブでは、平成 27 年度から実施してきた受け入れ対象学年の段階的な引き上げが令和元年度に完了しており、また、保護者の就労形態の多様化などを背景として、平成 26 年度以降、登録児童数が増加傾向になっている。登録児童数の増加に伴い、児童クラブの受け入れ児童の中で要支援児と判断され、職員の加配対象になっている児童の数も増加しており、令和 2 年度は平成 28 年度の 1.92 倍となっている(図 3)。このことから、児童クラブの中でも、発達障害児も含めた様々な児童への対応が求められている状況にある。

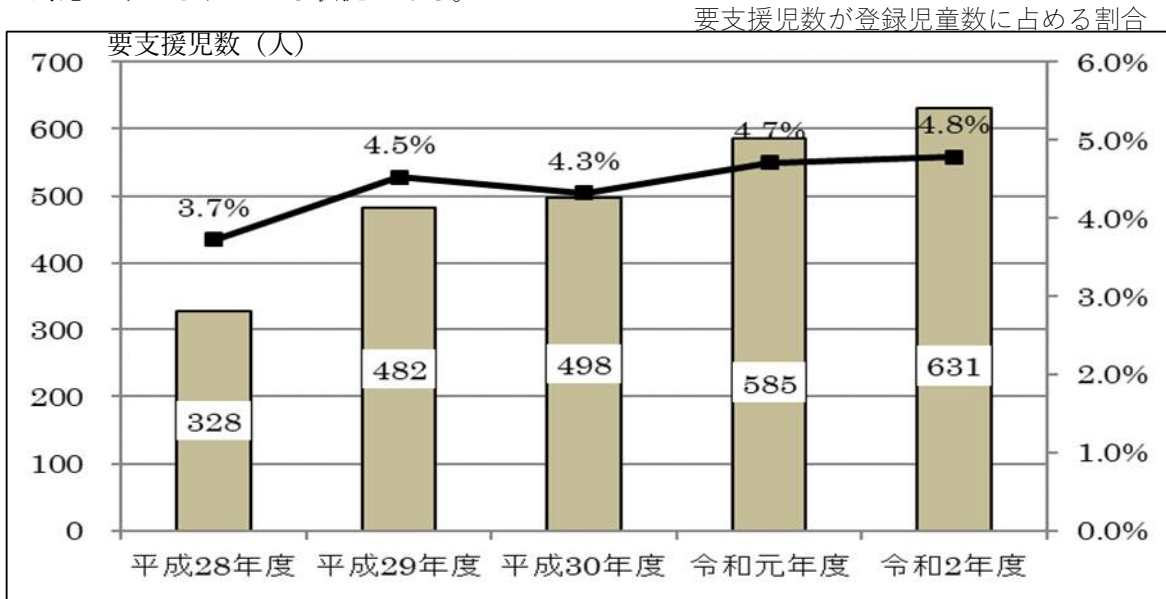


図3 児童クラブにおける要支援児の推移 (各年度 4 月 1 日現在：児童クラブ事業推進課提供)

② 放課後等デイサービスの事業所数および利用者数の増加

障害児を対象に平成 11 年度に障害児放課後ケア事業所として開始し、その後、「放課後等デイサービス」として法制化された事業であるが、平成 25 年から令和元年度の事業所数の伸びは 2.6 倍、利用者数も 1.7 倍となっており、いずれも増加が著しい(図 4)。また、小学校低学年では療育手帳の交付を受けていない児童の利用割合が高く、知的障害を伴わない発達障害児についても放課後の支援ニーズが一定数あることが分かる (表 1)。

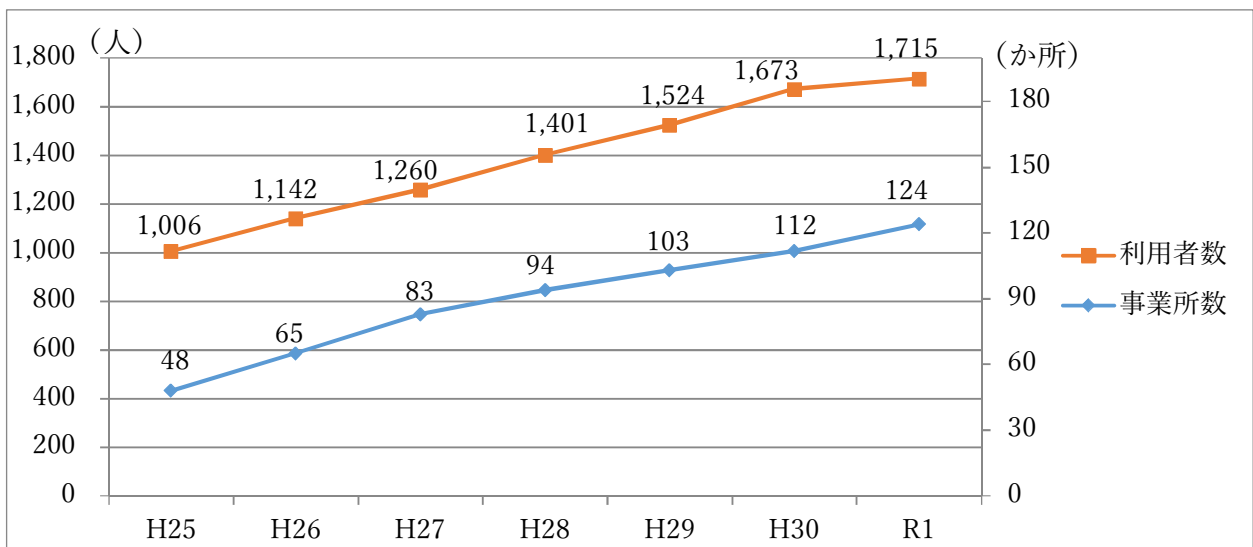


図4 放課後等デイサービス事業所数と利用者数の推移 (各年度 3 月 31 日現在：障害者支援課提供)

学年(年齢)	放デイ利用者計	療育手帳あり		療育手帳なし
		A	B	
小学1年	198	30	82	86
小学2年	214	33	88	93
小学3年	198	38	74	86
小学4年	177	35	72	70
小学5年	173	47	59	67
小学6年	162	51	65	46
中学1年	143	38	76	29
中学2年	115	41	52	22
中学3年	125	49	61	15
高校1年	116	37	68	11
高校2年	132	61	56	15
高校3年	111	55	49	7
<b>計 (%)</b>	<b>1,864 (100)</b>	<b>515 (27.63)</b>	<b>802 (43.03)</b>	<b>547 (29.34)</b>

表1 放課後等デイサービス利用者及び療育手帳交付状況（R1年度：障害者支援課提供）

(3) 発達相談支援センター(以下、「アーチル」という。)の相談支援

令和元年度新規相談総件数は1,789件であり、その内訳は乳幼児相談962件（前年比9.5%減）、学齢児相談576件（前年比9.1%増）、成人相談251件（前年比14.9%減）であった（図5）。傾向としては、学齢児の相談が増加し、また就学前の4～5歳児の相談も増加しており、令和2年4月1日現在のデータでは8歳～18歳までの年代で、約11%の児童・生徒が1度はアーチルに相談来所している計算となり、仙台市の学齢児年代別人口は年々減少しているが、アーチルに相談で来所している割合は増加傾向にある（図6）。

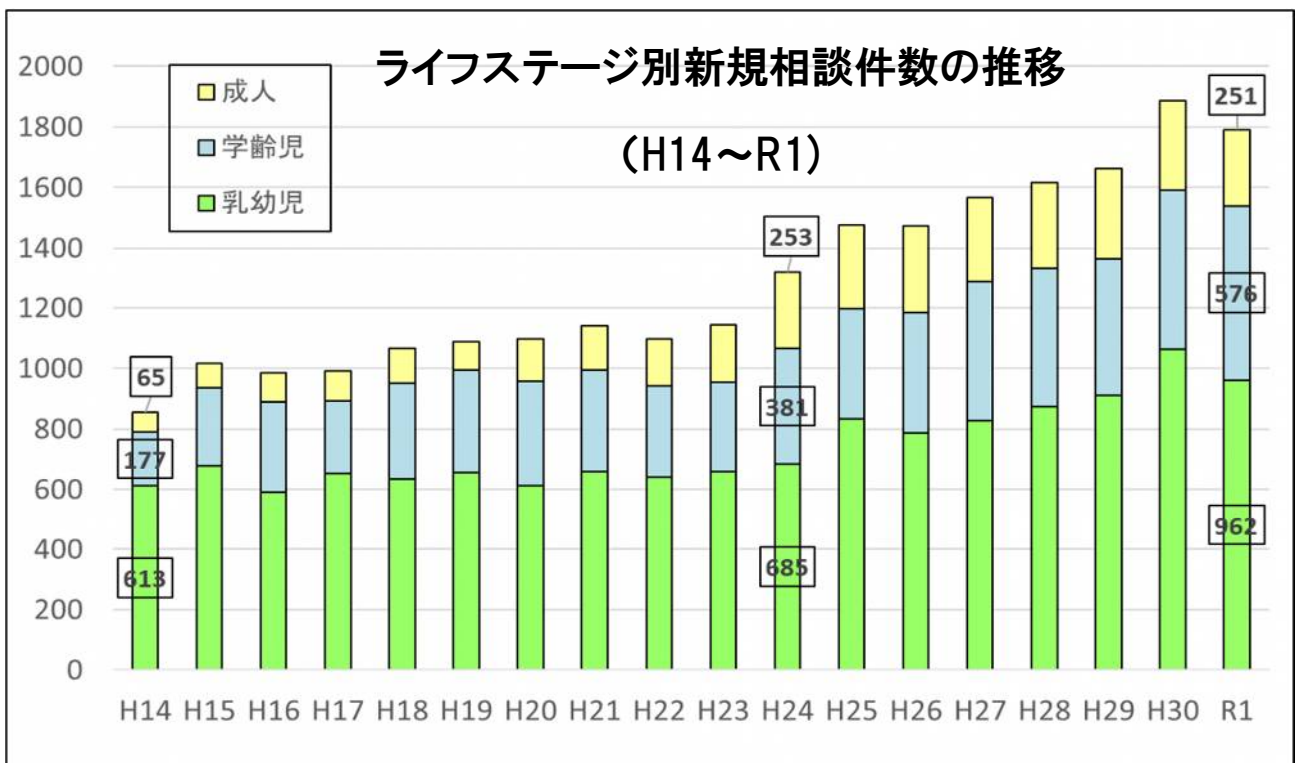


図5 アーチル新規相談の推移（H14～R1：各年度3月31日現在）

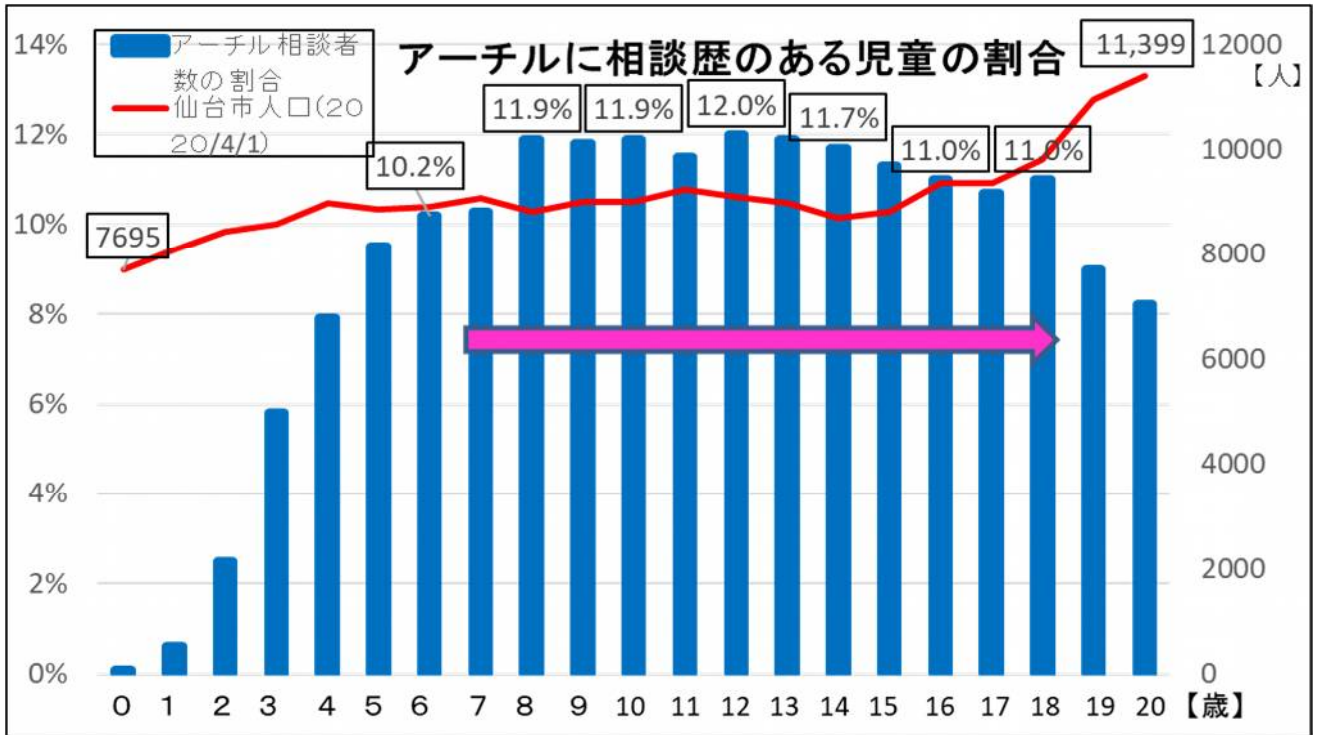


図6 アーチルに相談歴のある児童の割合 (R2年4月1日現在)

平成31年度継続相談(初回相談以降の相談)件数の総数は10,253件である。乳幼児相談2,709件(前年比5.6%減)、学齢児相談4,585件(前年比16.9%増)、成人相談2,959件(前年比10.5%減)であった(図7)。

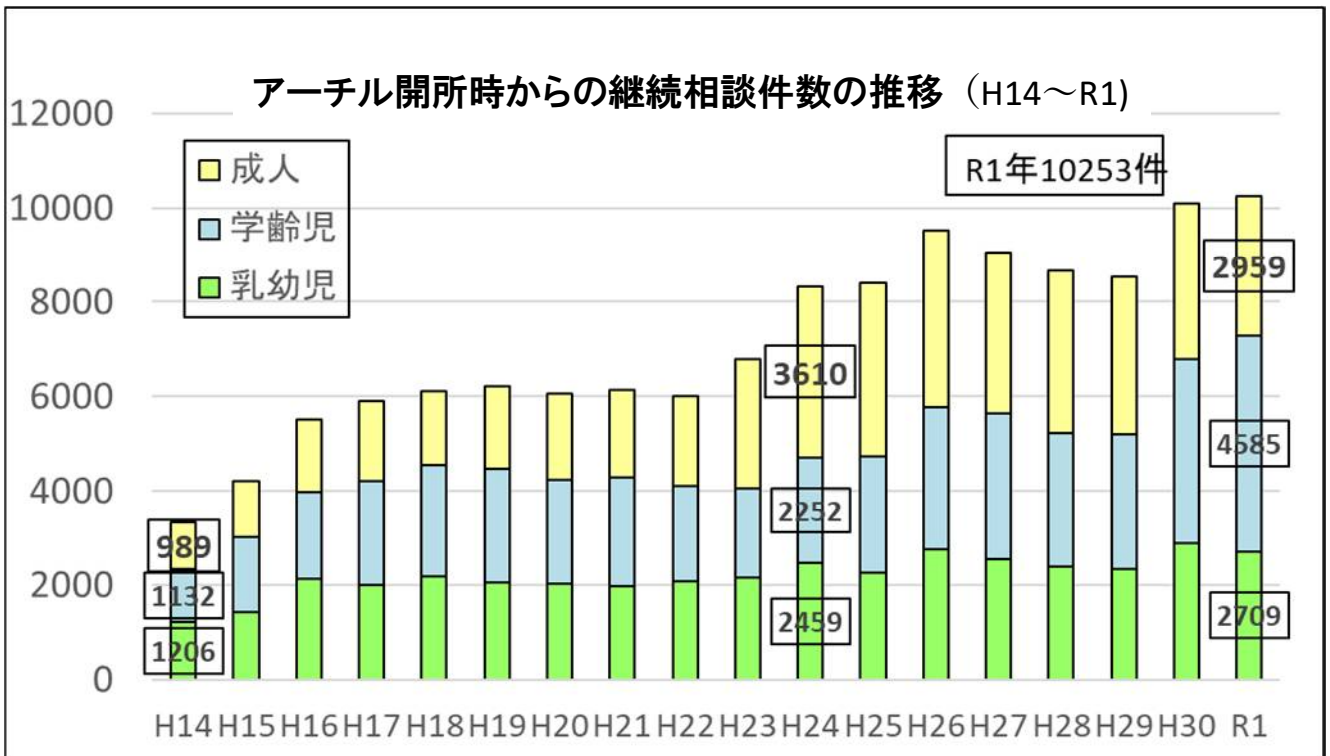


図7 アーチル継続相談の推移 (H14~R1:各年度3月31日現在)

学齢期の新規相談の多くは通常の学級に在籍しており、知的な遅れを伴わない場合が多い。また、発達障害の特性は顕著ではないが、学校で不適応行動をすでに起こしているケース、家庭環境により複合的な課題を抱えるケース等支援ニーズは多岐に渡っている。学校と連携強化して対応するケースは、学校生活における対応だけでなく、家庭生活全般に渡って支援を要する児童が少なくない。

なお平成30年度からは常勤医師2名が勤務し保険診療が開始されているが、令和元年度には学齢児の保険診療は1,060件と多く全体(1,132件)の93.6%を占めている。

## 2 学齢期の切れ目ない支援を推進していくために行われている取組

前述したように、学校や放課後支援など様々な領域で発達障害児への対応が求められており、さらにその内容を見ても、子どもだけではなく、家族支援も含めた複雑困難な課題にも同時に対応していくことが求められている。各機関が個々の場面で個別に対応するだけでは課題解決が困難であり、子どもを取り巻く生活環境に広くアプローチしていくことが期待されている。こうした背景の中、切れ目ない支援を推進していくために、すでにそれぞれの分野ごとに様々な取り組みが行われており、部会では、学齢期の連携における課題を整理していくにあたり、まずは教育、子育て、福祉分野で行われている取組について確認した。

その中で、分野ごとに様々な課題を整理しながら人と人をつなぐための「コーディネーター」の配置、関係機関同士の連携を推進するための「場」の設定、さらには具体的な支援を共有するための支援計画等の「ツール」の活用について、部会で協議を行った。概要は以下のとおり。

### (1) 各分野におけるコーディネーターの配置

教育、子育て、福祉の各分野において、他機関との連携を推進する役割を担うコーディネーターが配置されている。

#### ① 教育分野

各学校では、特別支援教育は通常の学級も含めて学校全体で校内体制を整え、管理職のリーダーシップのもと推進することとされている。学校では教頭が対外的な交渉の役割を担っており、アールとの連絡の窓口にもなっている。教育委員会では平成16年度より特別支援教育コーディネーター養成研修を行い、現在(令和2年4月1日)は全ての市立学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、そのうち約76%の学校で複数名を指名している。

#### ② 子育て分野

児童クラブ事業を主管する児童クラブ事業推進課が、児童館と学校等の関係機関との連携の必要性から、平成30年度より児童館特別支援コーディネーターを段階的に養成しており、令和3年度を目標に各館1名の配置を予定している。

#### ③ 福祉分野

生活全体を見渡す役割を担う障害者相談支援事業所においては相談支援専門員、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては、児童発達支援管理責任者等がコーディネーターの役割を担っている。

### (2) 関係機関同士の連携を推進する場づくり

#### ① 教育分野

教育分野においては、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告を踏まえ、平成30年5月に「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」において、各地方自治体における、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の場の設置等、教育と福祉の連携の取組を推進している。



本市では教育委員会が主催する「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」が平成 19 年度より開催されており、全幼小中高、中等教育学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが参加している(参加者約 210 名)。平成 30 年度からは顔の見える関係の構築する場となるよう、保育所及び児童館にも参加対象を広げている。

## ② 子育て分野

子育て分野においては、平成 30 年度より児童クラブに配置が進められている児童館特別支援コーディネーター(候補者含む)が上記の特別支援教育コーディネーター連絡協議会にも参加している。

## ③ 福祉分野

各区の自立支援協議会は、相談支援専門員、各相談支援事業所相談員、区障害高齢課、3 専門相談機関等が参加し、顔を合わせる場となっており、支援における現状と課題を共有している。また、相談支援専門員が中心となり、関係機関、家庭、本人とサービス担当者会議を開催している。

## (3) 具体的な支援を共有するための支援計画等の作成

### ① 教育分野

特別支援学校及び特別支援学級在籍の児童生徒並びに通級による指導を受けている児童生徒については、平成 30 年度より全員に個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成が義務付けられた。また、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒についても、これらの計画を作成するよう努めることとしている。

### ② 子育て分野

要支援児に対する支援等について検討する会議を児童館毎に行っている。支援計画の作成等は今後の課題となっているが、個別のディリープログラムの作成を始めているところもある。

### ③ 福祉分野

児童発達支援事業や放課後等デイサービスについては、相談支援専門員が個別の支援計画を作成している。

## 3 学齢期の切れ目ない支援を推進する上での課題

部会では、「2 学齢期の切れ目ない支援を推進していくために行われている取組」で述べたとおり、各分野において連携を推進するための取組を確認してきた。一方では、以下の課題についても浮き彫りとなっている。

### (1) 支援を必要とする対象の広がり

学校や児童館及び放課後等デイサービスにおいても、発達障害の特性は明確ではないものの支援を必要とする児童が増加している。そのような状況を反映して、学校や家庭での生活または学習の困難を発達障害とつなげてアーチルに相談していることが考えられる。その中には、発達障害の特性が明確でなくとも、日常生活に困り感があり、学校生活においても学習面や交友関係のトラブルを抱えている事例の他、家庭環境等の要因も関連した困難事例も少なくない。

特に学校現場では、学級担任は非常に多忙な状況の中、子どもの生活に関連する多様かつ複雑な課題にも対応することが求められている。支援を必要とする児童生徒のうち、発達障害の特性が強いケースや知的な遅れが明確なケースは保護者の支援希求が高いため、相談機関にもつながりやすく、福祉分野の対象となることが多いことから、他機関との連携が行われやすい。

その一方、知的な遅れがなく発達障害の特性も薄いものの、養育上の課題等、複合的な課題を抱えていて集団での対応に困難を抱えるケースは学校での対応も困難となっていることが多い。そのため、学校が

支援機関につなぐことが必要であると判断したとしても、保護者の支援希求も低く、相談支援にもなかなかつながらない（図 8）。多機関連携の必要性があったとしても、学校や児童館などの現場で問題を抱え込まずに得ない場合があるという現状がある。

また、放課後等デイサービスの利用者の増加については、前述したところであるが、放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用している児童生徒は障害児相談支援の導入が原則必要となるが、本市ではセルフプランによる利用が多い状況となっている。本来、相談支援事業所の相談員との出会いにより、生活全般にわたるトータルな支援、将来を見据えた支援が計画されていくことが期待されるが、現状としてはつながっていないケースも多い状況である。以上のように支援を必要とする対象に対して、教育・子育て・福祉がどのように重層的かつ継続的な支援をしていくのかが課題となっている。

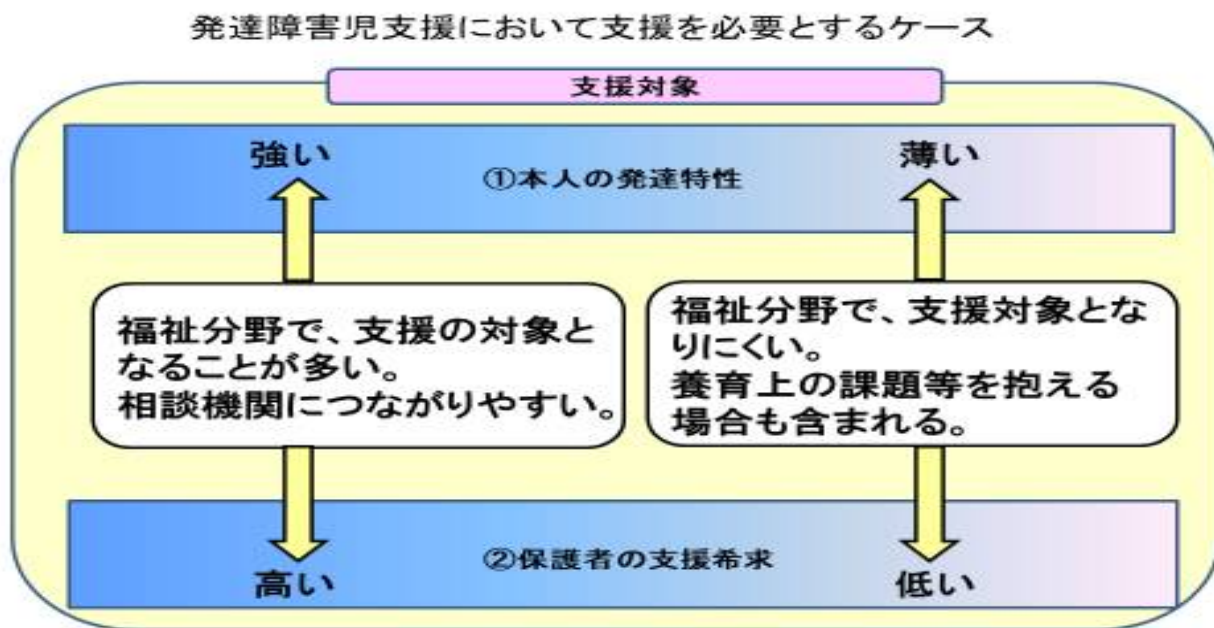


図 8 発達障害児支援において支援を必要とするケース（H30 第 2 回部会 資料 2 一部改変）

## （2）多機関同士の連携における課題

関係機関同士で連携を行う必要があることは認識されつつあり、例えば福祉分野同士の連携などは比較的スムーズに行われるようになってきているが、教育と福祉のように分野が異なる機関同士は、相互の状況を十分に理解しながら連携を進めることが困難な場合もある。

学齢期の場合には、学校は子どもの生活の中心となる場である。特別支援教育が推進され、特別支援教育コーディネーターの全校での指名、個別の教育支援計画・指導計画の作成、校内就学支援委員会の設置等校内体制は進んでいる。一方で、学校で指名されている特別支援教育コーディネーターは学級担任等と兼務の場合が大半であるため、関係機関との調整時間の確保が難しいこともあり、役割を十分に果たせるとは限らず、連携が滞る場合もあることが話題となった。部会では、こうした状況に対して、どう支援を広げて、異なる分野が協働でアプローチしていくことができるかが今後の課題であることを共有した。

また、支援者個人の力量や熱意のみに頼ることなく、支援がこぼれ落ちず確実に引き継がれていく仕組みをどう作っていくかが課題であることも確認された。

一方で、複数機関が関わっている支援度が高いケースについては、関係機関が集まって個別支援会議を行うことがあるが、全体的には各機関が協働で支援方針を立て支援を行うケースがまだ少ない。またどのような対象に対して、より濃密な連携を行っていくべきであるのかを共有することが難しいという現状がある。

### (3) 情報共有のための連携ツールの活用における課題

#### ① 支援計画の共有および引き継ぎ等

進学時の引き継ぎでは、短期間の中でたくさんの児童生徒の引き継ぎが行われるため、より丁寧な支援が必要な児童生徒については引継ぎが行われてはいるものの、まだ十分とは言えない現状もある。また、学校で作成された個別の教育支援計画や指導計画、放課後等デイサービスで作成する個別支援計画等については、それぞれが充実したものとして作られていても、保護者の同意などの仕組みづくりが未整備であること等から関係機関で十分に共有されていない現状がある。

#### ② サポートファイルの活用

アーチルでは保護者もしくは本人が将来様々な関係機関と関わる際に、相談の経過と本人の様子や特性などを記載したサポートファイルを乳幼児期に作成しており、身近な連携ツールとしてその普及を図っている。サポートファイルの学齢期における活用を推進するため、平成24年度より特別支援教育課と共に検討し、特別支援教育コーディネーター連絡協議会の場でも周知等しているが、今後周知する機会を増やすなど取組の継続が必要である。特に、通常の学級に在籍する児童生徒については、サポートファイルのさらなる活用が望まれる。

一方、保護者側からはサポートファイルを支援者に見せることにためらいがあるという声もあり、活用の有効性について保護者と十分に共有ができていない事例では、結果として活用する機会が少なくなってしまう現状があることも確認された。

以上のように支援者間でサポートファイル等の連携ツールを活用していくためには、「共有する内容」「共有する方法」「活用の方法」を整理しておく必要がある。

### (4) 成人期から見えてくる学齢期の課題

学齢期の成長の過程で必要な支援を受けられず二次障害が生じて、成人期になって様々な生活上の困難さがみられる事例もある。こうした事例では、複数機関が関わっているが、支援が統一されていない場合があること、また、発達障害の特性が顕著でなく、学齢期に一度相談につながってもその後支援が途切れてしまうなどが、生活上の困難さを改善できない一因となっているとの事例も出された。

個々の特性に配慮した丁寧な個別支援を低年齢のうちから受けることができなかったケースでは、成人期になっても自立した生活に必要な様々なスキルが習得されにくい場合がある。こうした成人期から見た課題については、振り返って学齢期の課題を整理していくことが必要である。

## Ⅲ 課題解決のために必要となるポイント

部会の中では、学齢期の連携等に関する様々な課題について整理し、これらの課題を解決していくために必要なポイントについて共有してきた。その中では、支援者側に子どもの育ちを支えていくことや子育ての視点で家族支援を大切にしていくことが重要であることが確認された。内容は以下のとおり。

### 1 目指すべき学齢期における支援

成人期における本人らしい自立と社会参加を可能とするために、本人が自己肯定感や自己有用感を損なわず、自分で肯定的に捉えていけるようになることが重要である。支援者は、節目、節目での連携を充実させ、自己理解を深め、集団（学校の学級や職場の人間関係）との距離の取り方や付き合い方を、自身で調整する力を高める支援をすることが必要であり、そのためには、本人および家族が安心して地域で生活できるよう、子どもの「育ち」と「暮らし」を支えるための支援体制の整備が求められる。その際に個別の機関による支援だけでなく、支援機関も含む地域全体で子育てを支えていくという視点も必

要である。

## 2 必要なポイント

子どもの「育ち」と「暮らし」を支えていくために必要となるポイントは、以下のことがあげられる。

- ・子どもや家族が安心して相談できる身近な地域の方や人の確保
- ・人と関わることが楽しいという信頼関係の構築
- ・将来の自立を視野に入れた支援
- ・家族や本人自身が支援を求めたり、自分の思いを自身で発信していく力を高めるための支援
- ・地域全体で子育てを支えていくための関係機関の連携・支援

## IV 関係機関の具体的取組

令和元年度の部会での議論を踏まえて、部会委員を対象に「よりよい連携のあり方」についてヒアリング調査を実施し、その後の部会においては、ヒアリング調査結果をもとに事例発表と意見交換を実施し、連携の現状を明らかにし、課題解決に必要なヒントやアイデアについて議論した。

### 1 取組事例（概要）

(1) 学齢児の支援等において連携が円滑に行われた事例について

#### ① 本人・家族のアセスメントをケース会議で共有できた事例

他県からの転入した自閉症のケース。本人・家族の情報が乏しいまま入園。そのため、児童発達支援センターが家庭訪問や面談を繰り返すことにより、以前通園が困難であったことや保護者の養育力に課題があることを確認した。その後のケア会議で、家族支援が必要であることを支援者間で共有し、支援者同士顔の見える関係性ができ、その後の支援も円滑に行われた。

成功の🔍 児童発達支援センターが保護者と丁寧に関係構築をしながら家族を的確にアセスメント  
ケア会議を開催し、支援者間で情報・見立ての共有を図った

#### ② 専門機関と学校の連携による進路決定支援を行った事例

中学生で不登校のケース。学校内の教員の異動に伴い、学校内での引継ぎに併せて、アーチル、自閉症児者相談センターが持っている情報を保護者の承諾得て、後任の教員と情報共有を行った。

卒後を見越した進路相談に関して家庭に伝える際に、アーチル・自閉症児者相談センターも同席して本人の状態像や特性を整理して、本人・家族に伝えることができた。その後もアーチル、自閉症児者相談センター、学校の三者が連携して継続支援を行うことができた。

成功の🔍 関係機関間の丁寧な情報共有を踏まえ、学校で適切な進路相談を実施

#### ③ 本人の特性を共有し、安心して過ごせる環境調整ができた事例

自閉症のケース。放課後等デイサービスを週5日（事業所を3か所組合せて利用）と移動支援を毎週土曜日1時間、レスパイトを必要時に利用。中2年時に気持ちが不安定になり、失禁、物投げ、他害等の問題行動が顕著になりエスカレートしていく状況となった。そこで相談支援事業所が本人の各活動場所の状況を記録し、自閉症児者相談センターの助言も得ながら、学校、放課後デイサービス等事業所、レスパイト事業所等が情報共有を行った。それに基づき本人の特性理解と特性に合った関わりや環境調整を各所で統一した方針に基づく対応を積み重ね、現在は心配になる表出がほぼ見られ

なくなっている。

**成功の🔍** 相談支援事業所が調整してケア会議を開催  
ケア会議で行動記録に基づくアセスメントと支援方針を支援者間で共有  
統一した方針に基づく各所での対応の工夫

#### ④ 乳幼児期の支援者が学齢期への移行後も継続して支援ができた事例（縦の連携）

重度の知的な遅れのある自閉症のケース。本人は飛び出しや他害があるため環境調整や関わり方の整理が必要。保護者の養育力にも不安があり虐待の懸念もあった。乳幼児期から児童発達支援センター、自閉症児者相談センターが中心となり、区役所やアーチルと福祉サービス事業所がつながり、必要な支援の洗い出しと役割分担ができていた。学校入学後も児童発達支援センターが会議に参加し、支援の流れを変えずに円滑に移行できた。

**成功の🔍** 児童発達支援センターと自閉症児者相談センターが中心となって就学前の支援ネットワークを構築  
学校への入学後も児童発達支援センターがケア会議に参加し、丁寧に引継ぎ

#### ⑤ 教育と福祉が連携して支援できた事例（横の連携）

自閉症児者相談センターが関わっている重度の知的な遅れのある自閉症のケース。学校でのパニックが多発したことで保護者が登校を促せなくなったことにより、不登校が長期化し昼夜逆転となる。自閉症児者相談センターが調整してケア会議を開催し、家庭内に福祉サービス（ヘルパー）を導入、登校を段階的に促すこと（時間・日数を段階的に増やす）を支援者が集まり確認しながら進めていった。本人が福祉サービス（ヘルパー）を利用し、登校時間や登校頻度について柔軟に対応をした結果、不登校の課題が改善した。

**成功の🔍** 自閉症児者相談センターが調整してケア会議を開催し、支援者間で支援方針等を共有  
福祉サービスを導入した家庭支援を学校側が理解して柔軟に対応

#### ⑥ 乳幼児期の情報共有ができ学齢期の支援に活かした事例

幼少期にアーチルに相談があったケース。ADHD の特性があると見立てられ、医療機関を継続的に受診していた。保育所時代から対人面のトラブルが多く、小学校でも授業妨害や対人トラブルが絶えず学校内でも特別支援教育コーディネーターが中心となりチームで対応してきた。保護者も仕事や育児の大変さにより、子どもへの関わりに課題があるのではないかと思われた。学校では保護者の同意のもと、入学以前のアーチルでの相談経過をアーチルとの連携により情報共有し支援を行った。アーチルには行政教員がいるため情報交換もしやすかった。まめな情報交換で今後の見通しが持てるようになった。

**成功の🔍** 特別支援教育コーディネーターが校内支援体制を調整  
特別支援教育コーディネーターがアーチルと連携して、就学前の支援状況を共有  
定期的に校内・校外で「まめな情報交換」を実施

#### ⑦ 本人・保護者も同席して個別の教育支援計画づくりを行った事例

通常の学級在籍児童のケース。学校では保護者に子どもの学校の様子を理解してもらう機会を設けたり、面談等を定期的に行いながら協力を得たりする体制を整え、相談機関や医療機関、外部支援機関等に相談している内容について情報共有することについて保護者から了解を得て相談してきた。さらに、保護者同席で支援者会議や本人・保護者同席で個別の教育支援計画や指導計画づくりをしながら進めていくことにより、一方的な支援ではなく保護者や本人と合意しながら支援を進めた。な

お、支援方針や方法の検討にあたっては、問題点ばかりの一方的な指摘にならないように、本人の将来や伸ばしたい点も一緒に相談するようにした。

**成功の🔍** 学校が保護者に寄り添い、合意しながら子どもの支援を展開  
本人を中心に置き、保護者同席のもと、ケア会議で個別の支援計画を作成

#### ⑧ ライフステージ・支援機関の枠を越えて連携した事例

行動障害のある不登校の自閉症のケース。本人の特性の強さから集団に入れず高等部より不登校になっている状況で日中活動の場の確保として放課後等デイサービスの利用が開始された。もともと支援チーム（学校、ヘルパー、相談支援事業所、自閉症児者相談センターなど）があり、高等部卒業後も生活介護事業所の移行を円滑に進めていくための経過措置で20歳まで放課後等デイサービス事業所でサポートした。学校在籍時には、相談支援事業所が本人の現在の状況、デイサービスでの過ごし方や自宅での過ごし方を学校と共有し、本人の登校に繋がるように支援していた。学校卒業後は本人の障害特性により、関われる支援者が限定されたため、障害者の福祉サービスに繋がるまでは、学齢期からの支援チームで情報を共有し具体的な方法を検討し障害福祉サービスによる支援に繋がった。現在は障害者の施設に通所している。

**成功の🔍** アーチルと自閉症児者相談センターが協働で支援チームを結成、定期的にケア会議開催  
支援チームの各員が主体的にライフステージの枠を越えて移行期支援を丁寧に実施

#### ⑨ 家庭と学校と児童館とが連携し、子ども自身の個性を尊重した支援を行った事例

児童館に通所する自閉症のケース。児童館での面接の場で、保護者は仕事をしながら子育てしていきたいと話があり、児童館職員が保護者の同意を得て入学前に保育所を訪問し、そこで得た情報を入学時に本児が戸惑わないように学校へ入学前に情報提供した。学校側の理解も得て1、2年生の時には、児童館の送迎は母親が行い、小3からはタクシーで学校から児童館へ来館することができ、児童館でも少しずつ遊びに参加できるようになってきた。この間保護者と児童館職員の意見交換は何度も実施した。保護者からは6年生まで児童館に通わせたいとの希望があり、「ひとりで児童館への道」プロジェクトとして5年生からは自分で歩いて児童館まで来所できるよう見守り体制を作りサポートした。その後特別支援学校へは自分でバスに乗り通学できるようになった。

**成功の🔍** 児童館が中心となって入学時の移行期支援を実施  
子どもの成長に応じて、保護者、児童館、学校が協働して段階的な支援を展開

#### ⑩ 児童館から放課後等デイサービスに支援の場をつなげたケース

通常の学級在籍児童のケース。児童館よりアーチルに相談があり、放課後等デイサービス事業所に支援を繋げたケース。学校でも授業に参加できないことが多く、休み時間に他児とのトラブルも多かったため、本児に対しては学校側では多くの配慮がなされていた。一人親家庭で母親が仕事している間、児童館に預けているが他児童とのトラブルが多く、児童館から対応に苦慮しているとアーチルに相談があり、アーチルが仲介して保護者、児童と放課後等デイサービスを繋ぐ形となった。

母親の就労上の理由もあり、児童館の利用ができなくなると母子の生活そのものが困難になっていくため、アーチルと学校、放課後等デイサービスで連携し支援のネットワークを繋げた。療育初期は、母子ともに通所に対して意欲的ではなかったが、学校から保護者や児童へ、療育の重要性を伝え支援を継続してきた。現在は、授業にも参加できるようになり、トラブルはほとんど無くなっている。

**成功の🔍** アーチルが放課後の居場所について本人・家族を関係機関とつないで支援を調整  
放課後等デイサービス事業所と学校とが丁寧に情報交換して本人・保護者を支援

## (2) 学齢児支援において連携が円滑に行われなかった事例について

### ① 複合的な課題がある児童生徒の長期支援

家族に複合的な課題がある上に、通常の学級に在籍する発達障害のある不登校の児童のケース。家庭内暴力や保護者のうつ病等で児童相談所、アーチル、区役所、学校等がチームで関わったが、高校卒業から数年後に同様の問題を起こしている。将来もリスクが高いと分かっているが成人期への移行の際に支援が途切れ、未然防止に繋がらなかった。家族が支援を求める気力が損なわれてしまうと発見も遅れて対応も後手になる。本人を含めた家族全体を、ライフステージを超えて長期的に支援する仕組みが弱い。

**課題** 支援希求の弱い本人・家族を切れ目なくフォローする仕組み

### ② 支援機関の引き継ぎ

特別支援学校高等部 3 年時に市外から転入したケース。本市に支援記録はなく、転入前からも不登校が続いていた。本人の日中活動の場の確保、家族の負担軽減を目的に放課後デイサービス利用。本人は、生活リズムも不規則で身の自立もしていない状況であつが、放課後等デイサービスの通所を定着させて就労継続支援 B 型事業所へ引き継ぐ支援方針を立てた。しかし、現在も日中活動の場所が定着していない。卒業や進路決定時期の転入で本人の状況や家庭環境も含め情報やアセスメントが不足し、支援方針が不十分であった。結果として就労継続支援 B 型事業所への引継ぎがうまくいかず、通所が定着しない。

**課題** 移行期支援を確実にを行うための仕組み

### ③ 孤立する家庭支援及び支援希求の低い保護者支援

小学校中学年で通常の学級在籍児童のケース。発達に関する相談歴はない。親しい友達がいないため、学校が休みの時に遊ぶことは全くない。児童館においても自己中心的に学年関係なくそばにいる子をたたいたり、蹴ったり乱暴な言葉や意地悪なことを言う。学校でもトラブルが多く、保護者に状況を伝えるものの受け入れが難しい。家庭内にも様々な課題を抱え、親子ともに周囲に心を開かず、支援を拒否しているので、孤立していくことが心配である。

**課題** 保護者の理解が得られない又は支援希求の低い保護者への支援

### ④ 支援機関での引継ぎが上手く行われず途切れた支援

乳幼児期にアーチルに相談のあったケース。学齢期より、家庭や学校において対人トラブルが目立ち、アーチルでは家庭や学校とそれぞれ相談を進めるも、アーチル・学校側双方の人事異動が重なり、それを補完する自閉症児者相談センターや相談支援事業所等に繋がらず、継続相談に至らなかった。さらに、保護者が精神疾患を抱えており支援機関とうまく関係性を築けず支援が途絶しがちになる。本人支援、家族支援の両方が必要であったが、双方に対する機関連携が進まず成人期を迎えた。本人は自分の所属を求めて福祉サービスや専門学校を転々としており、家族は本人の言動に怯えている。

**課題** 支援者が変わっても支援が途切れないための仕組み

### ⑤ 本人・家族の状況に関する支援者間の認識のズレ

本人はこだわりが強い等の特性があり、支援者間で関わり方の共有が必要なケース。ADL が比較的自立していたこともあり、児に必要な支援が共有されにくかった。養育放棄により家庭では祖父母が養育しているなど家庭内に課題も多いが、家庭支援の必要性は支援者間で共有できたが、本人・家庭に対する捉え方が支援者間で異なり、支援の方向性を確認しても話がまとまらず、結果として進路や

住まいの場などの大きな方向性を決めることができない。

#### 課題 支援者間の認識のズレ

ズレを埋める見立て等の主軸（支援方針）の欠如

#### ⑥ 支援方針が共有されず支援内容が実践されないケース

幼少期にアーチルに繋がり、継続相談中の ADHD 児童のケース。医療機関での支援も継続されているが、本人の特性が共有されないまま、校内でのチーム支援方針も図られず、支援が実践されなかった。学校では不登校傾向が強くなり、家庭では暴力的な行動が目立つようになってきた。そのような状況の中、困難事例として特別支援教育コーディネーターが支援を担当することになった。

課題 校内・校外の支援者の認識をすり合わせ、支援方針等の統一

#### ⑦ 発達障害の判断がつかず支援方針がないまま相談機関の支援が後手に回ったケース

小学校入学前にアーチルに相談したが、「様子を見ましょう」と言われて入学した児童のケース。「学校に入ったら大変になるかもしれない」等の話をされたが、支援方針もなく、結局どうしてよいか分からず、保護者から注意や叱責などで否定的に関わられてきた。そのため、被虐待、自己肯定感の低下、不適応状態で二次的な問題が大きくなっている。乳幼児期に発達障害の判断がつかない場合もあると思うが、障害の有無に関らず育てにくさがあることやその場合の子育てについて保護者に伝わるような養育支援が必要。問題が起きてから後手の対応になることが多い。親が肯定的に子どもを養育する仕組みは、通常の学級に入る保護者向けの養育支援や情報提供が少ない現状もあり、乳幼児期からの対応の工夫や基本を積極的に伝えていくことが重要である。

課題 診断の有無に関わらず、育てづらさを感じる保護者への早期からの養育支援

### (3) 事例から見える課題解決とアイデアについて

他機関との連携・協働には、支援者間での認識や支援方針等を共有する場と支援全体の調整等を行うコーディネーターが必要である。確認・共有された支援方針を基に具体的な支援内容の計画を作成し、各支援機関の役割を認識しながら、支援を実施していくことになる。支援の実施においては、モニタリングを行い、計画の変更も行いながら、着実に良い対策に繋げていくことが重要である。好事例の報告では、前述した内容が円滑に進められた例が多かった。連携がうまくいかなかった事例からはこれらが十分機能していなかったことが伺える。

事例報告の中では複合的な課題を抱えたり、支援希求の低い家族に対する支援の仕組みが必要であるとの意見が多く、早期から地域全体で本人、家族を支えていく仕組みがあると良いとの意見も出されている。

以下、委員より出された事例の課題解決とアイデアの内容を示す。

#### □ 他機関との連携協働

支援者の認識、支援方針の共有が必要であり、それらを共有する場と調整するコーディネーターの存在が重要である。これらの環境が整うとチームとして有効な支援を組み立てることができ、それぞれの支援者、支援機関が役割を十分に発揮できる。

- 各機関が分かりやすく「大変さ」を共有できる（必要に迫られる）と、最初のチーム作りのハードルは比較的越えやすい。
- 特に異分野の連携は難しさを感じていたが、一度つながれると、以降は深く、広くつながっていける可能性も感じる。他の分野との連携の成功体験が少ない人が多い。



- 連携の形を先に模索すると「連絡会」や「ツール」だけが乱立する懸念もあるので、連携の要素以外に具体的に現場で課題となっていることの洗い出しも必要である。
- その時誰が中心になってコーディネートするかは、支援のステージで変化していくため、そのような確認ができる場が必要である。ライフステージが変わることや支援者の異動等の本人支援が崩れやすい節目節目でチームで検討できる場があると良い。
- 支援者も当事者意識を持つことが重要であり、連携・協働をしていくためには、本人に対する共通理解をつくっていくことが重要である。

## □□ 本人を支える仕組みと合わせて家族支援 保護者を支える仕組み

- 保護者は「障害」ではなく、子育てからの切り口だと相談しやすい。
- 子育て支援センター・のびすくは、保護者にとっては初めての相談場所として利用しやすい所であり、児童発達支援センターがそこに支援に関わっていけると良い。
- 「子どもの放課後支援をすすめる会」で放課後等デイサービス事業所、児童館、放課後こども教室、民間学童保育と連携し共に障害児やその親の心に沿える事業を展開できるとよい
- 障害のある児童の親の会で定期的に集まったり、児童館が地域の相談場所になったりすると良い。
- 児童館が家庭との連絡帳を作り、家庭の様子や児童館での様子を毎日記載するような、保護者との連絡・連携の方法を工夫すると良い。
- ライフステージの変わり目や困ったときに、どんな窓口相談できるのか、情報が整理され一覧になっており、さらに連絡先がまとまっていると良い。

## 2 学校での取組み

教育委員会が実施している特別支援教育実践研究協力校の取組として、市立中学校が「配慮が必要な生徒への切れ目ない支援」を行うため、中学校区内の支援機関と連携協議会を立ち上げ、顔の見える関係づくりによる円滑な連携を進めた。連絡協議会では、それぞれの機関が作成した個別の支援計画などの情報を共有できる体制づくりを行うことを目標に取り組みとともに、校内での情報共有を進めた。それらの成果として、顔の見える関係づくりができ、情報共有の必要性を確認した。今後は幼児児童生徒等の様子と保護者からの情報を中心とした支援の方針となり、各機関が共通の観点を持った支援計画になっていくことが期待できる。

## 3 児童館での取組み

児童館では要支援児受け入れに関する取組として、小学校と児童館における情報共有をはじめとする協力体制の充実が図られるよう、教育委員会と子供未来局との連名で通知を出し、各地域の実情に応じた対応を依頼している。

支援策の一つとして、学識経験者が児童館を巡回指導し、支援の在り方について児童館職員へ助言を行っている。児童館は要支援児の支援の必要度に応じて支援検討会議を実施し、対応職員の加配を行っている。

児童館特別支援コーディネーターは各地域に段階的に配置を進めている。コーディネーターとその候補者は、教育委員会が主催する特別支援教育コーディネーター連絡協議会へ参加している。

段階的に配置を進めている児童館特別支援コーディネーターの候補者が教育委員会が主催する特別支援教育コーディネーター連絡協議会へ参加している。これらのコーディネーターは令和3年度までに養成研修を受講し全児童館に配置される予定である。

## V 必要な支援体制について

教育や福祉、各ライフステージの分野を越えて協働支援を行うにあたり、支援者間で「本人を中心に置いた協働支援の基本的な考え方」や「情報や支援方針」を一致させて支援を進めていくことが重要である。その推進には「コーディネート機能」と「場（ケア会議、連絡会等）」が必要であることが整理された。必要な支援体制について、学齢時期の教育と福祉等の横の繋がりや乳幼児期、成人期へと支援が引き継がれる縦の繋がりを意識して、以下にまとめた。なお、コーディネート機能を担う人（コーディネーター）には、各機関で指名等されているコーディネーターと、複数の関係機関が支援チームを構成した際にそのチーム全体の支援の調整等を行うコーディネーターとがある。

### 1 コーディネート機能

本人を中心において、必要な支援を「縦」と「横」とにつないでいくためには、それをコーディネートする機能が不可欠である。コーディネート機能を担う人（コーディネーター）は、本人や家族のニーズに応じた支援を本人や保護者に届けるためにはどの機関同士つながり協働して支援していくことが望ましいのかを考え、支援者間の連絡調整を行い、ケア会議等の場を設けて支援者間で情報やアセスメントを共有し、支援方針や役割分担を確認する。また支援の進捗状況を管理しながら、本人や保護者のニーズが充足されたか（あるいは新たなニーズが生じたか）、といった確認等を行う等の支援全体の中心的な役割を担う。とりわけ、移行期は「縦」のつなぎであり、乳幼児期から学齢期、成人期へと丁寧に引き継ぎを行い、ライフステージで切れ目ない支援を行うことの重要性が事例報告から読み取ることができる。特に移行期にコーディネーターが果たす役割は大きい。コーディネーターは、各支援者、支援機関からの情報を集約し、次のライフステージや支援機関へ移行する際には、コーディネーター間で確実に引き継いでいくことが重要であり、その引き継ぎにおいては長期に渡り大切にしている支援方針や家族・本人の思いも伝えていくことが大切である。

支援全体のコーディネート役を誰が担うのかについては、決して機関や役割に固定されるものではなく、支援を受ける側と支援をする側との関係性等のもと、適切な役割分担により決まるものである。なおコーディネーターの役割は重要であるが、コーディネーターに依存することなく、全ての支援者や支援機関がそれぞれの立場や役割を明確に認識しながら、相互理解を深め、互いに重なりながら（「のりしろ」を持って）共通の課題解決に向けて全員が主体的に関わっていくことが重要である。

#### (1) コーディネーターに期待される役割

コーディネーターに期待される役割は多岐に渡り、各支援機関においてはさらに専門的な役割を持つが、本人・家族を支援していく上で重要な役割として以下が考えられる。

1つ目は、直接支援をしながらアセスメントを行い、必要に応じて適切な支援機関をまとめる役割である。本人と直接関わり合いながら、本人のよさや強みと困り感を把握する。

2つ目は、生活場面全体をアセスメントし、トータルな支援を行う役割である。現在起こっている課題、特定の場面だけではなく、これまでの生活歴、家族の置かれている環境等も含めてニーズを捉えた上で、必要な支援を行う。

3つ目は、それぞれの分野や立場の支援者が互いに理解し合い、連携協働することで、それぞれの役割を遂行しやすくなるよう調整していくことである。子どもに関わる人と場を有機的につなげていく役割である。

#### (2) コーディネート機能の充実

コーディネーターは、専門知識やスキルを活かし、多岐にわたり幅広い視野で支援していくことが期待

されているが、一人だけでその期待に応えていくことには限界がある。コーディネーターが十分にその役割を果たしていくためには、各分野の支援者と日頃から互いにネットワークを形成し、連携・協力できる体制を構築していくことが大切である。

## 2 連携・協働を推進するための場

連携・協働とは単純に役割分担をするだけではなく、互いの役割を理解し実践を共にしていくことで支援者間の信頼関係も生まれ、重層的な支援体制につながっていくものである。

これまでも既に様々な場や会議体において積極的に情報の共有や連携が行われているところであるが、今後なお一層日頃から顔の見える関係づくりを推進していくため、引き継ぎ等が円滑に図られるような連携・協働ができ、より複合的な困難事例を共有できるような地域の支援体制を構築していくために以下のような場を効果的に活用していくことが重要である。

### (1) ケア会議等個別ケースを中心とした支援会議

ケア会議等個別ケースを中心とした支援会議は、「本人を中心に置き、参加する支援者が持つ様々な情報やアセスメント等を共有し、お互いの支援の考え方等を確認し、各機関の役割を明確にした上で、見立てや支援方針を共有する。」貴重な機会である。また、個別支援の検討と併せて、情報収集し検討された内容、支援実施した内容から導かれる課題を整理し、個別課題であるのか、共通の課題であるのかを分かりやすく整理できるとよい。

なお、支援会議の参加にあたっては、専門用語や省略した単語は避け、動画や資料など会議の出席者に理解してもらえよう工夫すると共有しやすく、理解につながりやすい。また会議の中では、対立や批判ではなく、互いの立場や役割の理解を踏まえて進めることが重要である。出席者全員が主体的に参加していることが重要であり、自らの機関がどのようなことができるのかを積極的に考えていく姿勢を基本としつつ、支援者間で適切な役割分担ができるように調整することが重要である。

### (2) 既存会議の活用の重要性（コーディネーター会議、各区自立支援協議会）

既存の会議の中では、関係機関が相互に発達障害者支援について具体の事例等も紹介しながら理解を深め合う知識を共有することが重要である。

各区自立支援協議会は、区ごとに官民協働で運営されているもので、定期的に区障害高齢課、相談支援事業所、専門相談機関等集まり、事業所間での情報交換や個別の事例の検討等を行うことで、官民の垣根越えて支援の基本的な考え方を共有するだけではなく、地域の課題を整理したり、課題解決に向けた取組等も検討する等地域の支援体制構築に向けた重要な役割を果たしている。しかし、福祉分野の参加が中心であることから、今後は教育や子育て等も含めた課題共有等が期待される。

教育委員会とアーチル協働で年 2 回実施している「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」では教育と福祉の連携推進を図る目的で開催されており、これまでも「サポートファイル（連携ツール）の活用」や「効果的な学校支援のあり方」等共通課題の解決に向けた協議等を行っている。また同様に年 2 回実務担当者会議も開催されており、ここでは連携推進に資する情報交換等が行われている。この二つの会議にここ数年児童クラブ推進課も参加しており、教育、福祉、子育てと分野を超えた情報交換や課題共有を行ってきていることから、これらの会議等で、本協議会で協議された課題についても議論できる場となり得る。

教育委員会が主催する特別支援コーディネーター会議にもアーチルが参加しているが、平成 30 年度より児童館特別支援コーディネーターや公立保育所の特別保育コーディネーターが参加しており、すでに分野を超えた連携の場として活用されている。また、この会議の中で企画される中学校区開催の特別支援教育研修会にも、小中学校に加えて、地域の児童館や公立保育所職員も参加しはじめている中学校区もあ

ることから、こうした研修の場も連携推進の場としての活用が期待できる。

### (3) 連携・協働を推進する場の効果的な活用に向けて

連携・協働を推進する場は、形成される支援ネットワークの性格等に応じて大きく三層に整理される(図9)。

第Ⅰ層は身近な地域(中学校区)を単位とした連携の場である。ここでは、日頃から顔の見える関係の構築を目的としており、先述のような中学校区での特別支援教育コーディネーター連絡協議会のような場がここにあたる。小中学校教員だけではなく、校区の児童館や保育所、放課後等デイサービス実施事業所等分野を超えて集まり、情報交換や地域の支援課題の共有、相互の学び合い等を行いながら、分野を超えた連携・協働の基盤づくりを推進する場となる。

第Ⅱ層は個別支援の引継ぎや共有等を行う場であり、第Ⅰ層のネットワークを基盤としながら、個別支援において支援方針等を共有する場である。想定されるのは、本人の状態像も安定しており、支援機関に適切につながる等保護者のセルフマネジメントができてきているケースである。支援者が替わっても支援が途切れないようにするためにも、有効な情報共有ツールを活用したり、定例で場を設定したりする等あり方については更なる検討が必要である。

第Ⅲ層はより濃密な支援を必要とするケースの情報共有や支援者会議等の場である。想定されるのは、本人や家族の抱える課題は大きいものの支援希求が弱く、支援が困難となっているケースで、学校や児童館等地域の支援者に加えて、児童相談所やアーチル等専門相談機関、医療機関等も関わりながら、分野を超えたより丁寧な支援が継続的に行われていく必要がある。

このように地域において分野を超えた支援体制をより稼働させていくために何が必要なのか等の検討も「特別支援教育と発達障害児支援との連絡調整会議」等既存の会議の中で、今後検討されていくことが期待される。

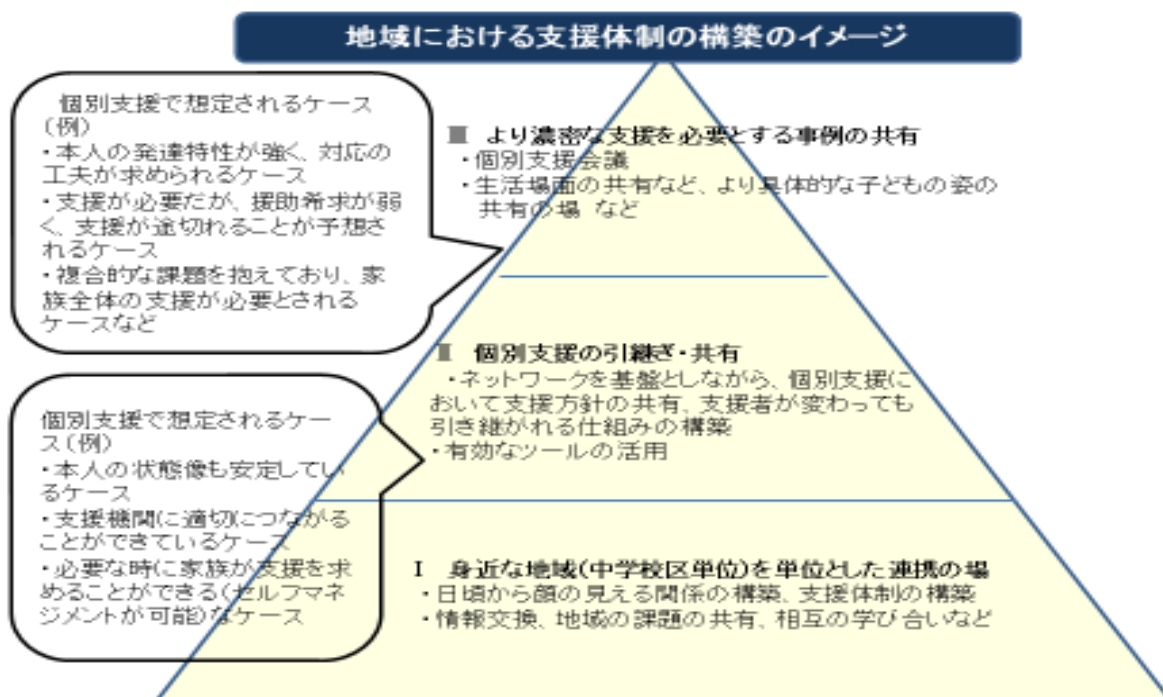


図9 地域における支援体制の構築のイメージ図

### 3 支援をつなぐための情報共有・引継ぎの充実

本人・家族の主体性を重視した一貫性のある支援を実施していくためには、各関係機関の情報共有が欠かせない。また、学齢期の課題の解決策として、乳幼児期からの情報・支援者とのつながりなどが有効であることなどが報告されている。また、学齢期から成人期への移行期は、学校という所属を離れ、地域へ、社会へと多様な進路を選択する時期でもあり、支援者との関係が途切れがちとなることから、成人期への移行を視野に引き継ぎ先を学齢期から具体的にしておく必要がある。そのような意味で学校に在籍しているときから、引き継ぎ先の支援機関を交えた情報共有が必要である。

#### (1) 情報共有や引き継ぎの充実

学齢期は頻繁に支援者が変わる時期である。新しい支援者に出会っても支援が適切に引き継がれ、バトンをつないでいくことが必要である。進級、進学に伴うこれらの「縦の引き継ぎ」に加え、日中と放課後など、1日の中でも様々な支援者が関わることから「横の連携」も大切になる。支援者個人の熱意や力量に依存したものではなく、仕組みとして考えつつ、多機関連携を想定し、個人情報保護を確保した上で情報共有の仕組みについても整理する必要がある。

個別支援においては、どのような引き継ぎが必要かを見極めていくことが重要である。支援者間の連携が密に必要とされるケース（例、本人の障害特性が強い、家族の支援希求能力が弱い、虐待などのリスクが高い、家族機能が低下している等、いわゆる重篤ケース）もあれば、家族も含めたセルフマネジメントに一定委ねていけるケースもある。引き継ぎの方法については、支援機関の連携の中で必要な方法を選択していくことが大切である。

#### (2) 既存の連携ツールによる情報共有と活用（個別情報の共有・情報連携ツール）

事例報告や部会の意見交換の中で教育や福祉の各支援機関やライフステージに応じて様々な情報共有の方法やツールがあることを確認した。

例)

- ・幼稚園、保育所、小学校連携
- ・小学校と児童館の情報共有
- ・アーチルのサポートファイル（アイル）
- ・学校の個別の指導計画、個別の教育支援計画等
- ・移行支援シート
- ・サービス等利用計画・個別支援計画 など

これらの連携のためのツールの活用期待される機能には、大きく二点の特徴がある。一点目として、本人・家族が主体的に発信し、本人・家族を中心とした支援を行うことができる点がある。本人、家族自身がどのような暮らしをしたいのか意向や希望等を共有することができ、それを基に支援を実現していくことができる。これらの実践を積み重ねていくことで、本人、家族自身がエンパワメントされていくこととなる。

機能の二点目は、支援者同士が情報を共有できる点である。分野や立場の異なる支援者同士が、連携のためのツールを使って情報共有することで、具体的にどのような対応が必要かをイメージすることができる。多くの引き継ぎ資料が存在しているが、多機関が共有できるツールとなることが重要であり、支援の中心となる者が情報を集約するなどの工夫が必要である。

\*連携ツールとは、情報共有の手段として、サポートファイル、個別支援計画、連絡票などを想定している。

#### 4 人材育成（分野を越えて）

教育と福祉など様々な関係機関が支援方針と情報を共有し、各分野の専門性や業務などの理解をしていくためには、学校や児童館、放課後等デイサービス等に所属する支援者をサポートする人材育成が必要である。人材育成を行うにあたっては、研修だけでなく交流会やコンサルテーション等幅広い視点をもって取り組んでいく。

##### （1）様々な分野における既存の研修の活用

これまでは教育や福祉など分野または支援機関ごとに研修を行っていることが多かったが、今後は他分野から講師を招いての研修や既存の研修に、他分野より参加できる枠も設ける等可能な範囲の中で相互乗り入れを行いながら研修を実施することも考えられる。これらが実施されることにより異なる分野の支援者が研修の場に会うことにより相互の交流や連携が生まれやすくなることも期待できる。

また、研修体系を検討する際には、単発で実施される研修だけではなく、継続的に学べる機会を検討する必要がある。

##### （2）支援者間で課題を共有する場

各分野の支援者がそれぞれの役割の中で業務を行っている中、研修の場を設定し様々な関係機関の支援者が集まることは相互理解と連携の推進のためには貴重な機会である。研修の場を活用した顔の見える関係づくりは重要であり、情報や課題の共有ができる工夫などが求められる。また、段階的に具体的な事例検討を取り入れるなどスキルアップできる仕組みもまた必要である。

具体的な取組事例としては、放課後支援という共通の課題から福祉の支援機関と子育ての支援機関が互いの現状を知り課題を共有する場を作り、研修や顔の見える関係づくりを実施しているところもあり、そのような機会を専門相談機関として共有する場等を検討していくことが必要である。

##### （3）専門相談機関（アーチル、自閉症児者相談センター等）の支援者支援

専門相談機関は、支援者支援の立場で、支援ニーズを把握し、支援者が安定して支援ができるようコンサルテーションが求められている。そのため、専門機関の強みを生かし、アーチルでは在籍する多職種の職員を活用しながら、来所相談だけではなく学校等、実際の生活の場へ出向いて助言等を行うアウトリーチによる支援も求められている。

また、直接支援である個別の相談支援においては、通常の学級在籍の保護者向けの養育支援や情報提供は少ない現状もあり、保護者も本人も問題意識を持ってないまま問題が複雑化していることがあるため、アーチルをはじめとした専門相談機関は、保育所や学校などの支援者に対して、相談の中で乳幼児期からの対応の工夫や基本を積極的に伝えていくことが重要である。

乳幼児から学齢あるいは学齢から成人へと次のライフステージへ繋ぐことが必要なケースは、民間事業所と行政で繋がっている支援も含めて引き継ぐことが必要であり、専門相談機関はそのようなことまで含めて支援していくことが必要である。

特に成人移行支援は、それぞれの進路先に応じて学校をはじめとする多様な機関との連携が必要になるため、横断的、重層的なサポートが必要である。

なお、学校は「個」も大切であるが集団との関係や学級経営も重要であることから、専門相談機関の助言は「個」だけではなく「集団」を意識した助言も求められる。

アーチルや自閉症児者相談センターなどの専門相談機関では支援者支援における重要な役割として、分野を越えた支援者向けの研修内容を意識し、それぞれの立場を尊重した「チーム支援」の土台となる研修を企画していく必要がある。

## 5 その他

本人を中心に置いて他分野が連携・協働して支援を推進する中では、家族に対する支援も重要であり、本人家族を地域全体で支えていく視点もまた重要である。

### (1) 家族への支援

本人支援と同等に、家族に対する支援もまた重要である。家族のニーズや固有の事情等を踏まえながら、家族に寄り添い歩調を合わせて支援することが重要である。とりわけ、支援希求の弱い家族に対しては、家族と細やかに連絡を取りながら不安を受け止めつつ、丁寧に関係性を構築していくことが本人への支援にもつながる。兄弟姉妹がいる場合には、兄弟姉妹の状態についても共有し、必要により支援していくことが求められる。

また、家族が孤立しないよう、課題のみに着目せず、家族の意向や強みを活かしていく支援が必要である。併せて家族が主体的に関われるような支援の工夫も必要である。

アーチルでは、個別の相談支援に加え、保護者支援を事業化して各ライフステージごとに実施している。乳幼児期は初期療育グループでの保護者支援、学齢期は保護者を対象にした家族教室を実施している。今後はアーチルと自閉症相談支援センター協働による保護者支援事業も検討している。

現在、モデル事業として一つの児童発達支援センターがのびすく等の子育て支援の場で子育てに悩む保護者を対象にペアレント・プログラムを実施している。福祉分野が子育て分野に乗り入れて協働で支援を展開することも新たな協働支援の形として期待される。

また、広く市民対象に発達障害児者の特性や対応の理解の一助として普及啓発冊子を発行した。市民対象の研修については、普及啓発を意識した内容に再構成し、実施の計画を立てている。

### (2) 地域における支援

#### ① 地域に開かれた相談しやすい窓口

保護者の中には、最初から障害児の相談のため専門機関に相談に行くことに抵抗がある場合もあり、地域の児童館、のびすくなど子育てサロン、地域子育て支援センターなど地域の子育て支援の場が、障害の有無に関わらず幅広く受け入れることが必要な場合もある。そうした場合も、地域の子育て支援機関とそれ以外の支援機関が連携を図ることにより、早期に支援が必要な本人・家族への適切な対応が可能になる。現在、児童発達支援センターの地域相談員が子育て支援センターやのびすく等に出向いて協働で相談を行い始めている。

コミュニティづくりは、障害の有無に関わらず、今の時代に合わせて身近に相談出来る場があり、最初の相談先から必要に応じて専門機関等に支援が繋がっていくことが重要である

支援希求の弱い事例については、身近な支援者（近隣住民、民生委員など）や支援機関を他機関がバックアップし、本人・家族が納得した上で段階的に相談を進めていける仕組みが検討できることが望ましい。そのためには、地域にある障害福祉サービスの事業所がどのような支援をしているのか地域住民への普及啓発が重要である。

また、地域にある支援機関では、診断名の有無に関わらず柔軟な支援体制の整備も期待したい。

#### ② 地域の障害児者支援事業所等による地域活動への参加

地域の事業所等が日頃から地域の行事に参加することで地域住民と地域の事業所との交流が深められ、障害者支援に対する地域住民との連携を深める機会になるため、地域で実施されている夏祭りや行事など関わりやすいところから始められるとよい。住んでいる地域とどのようにつながりを作っていくか、それぞれの地域の特性に合わせて役割を持つことがポイントとなる。

地域の住民である意識を本人・家族に感じてもらえるよう、地域住民と本人及び家族とをつなげる

上でも、支援者の地域活動への参加は大切である。

地域によっては、児童館が中心になって夏祭りの企画チームを作り、放課後等デイサービス事業所や社協、PTAなども巻き込み、学校を会場に夏祭りを実施するなど、参加しやすい工夫をしている。また、子育て機関を中心に、障害の有無に関わらず一緒に遊べる場やイベント等を開催している地域もある。

### ③ 成人期に向けて

本人及びその家族が地域の福祉施設などを利用していく場合には、地域の一員としてより地域との交流や活動の機会を持つことが大切になる。そのため、乳幼児期・学齢期から地域の活動に参加し地域住民と交流することで、地域住民等に本人及び家族への理解が進むことがより重要であり、学齢期から成人期への移行で本人の生活環境などに変化が生じたとしても、本人の不安を軽減して移行できるようにする。

## 学齢期の発達障害児への切れ目のない支援を実現するための支援体制

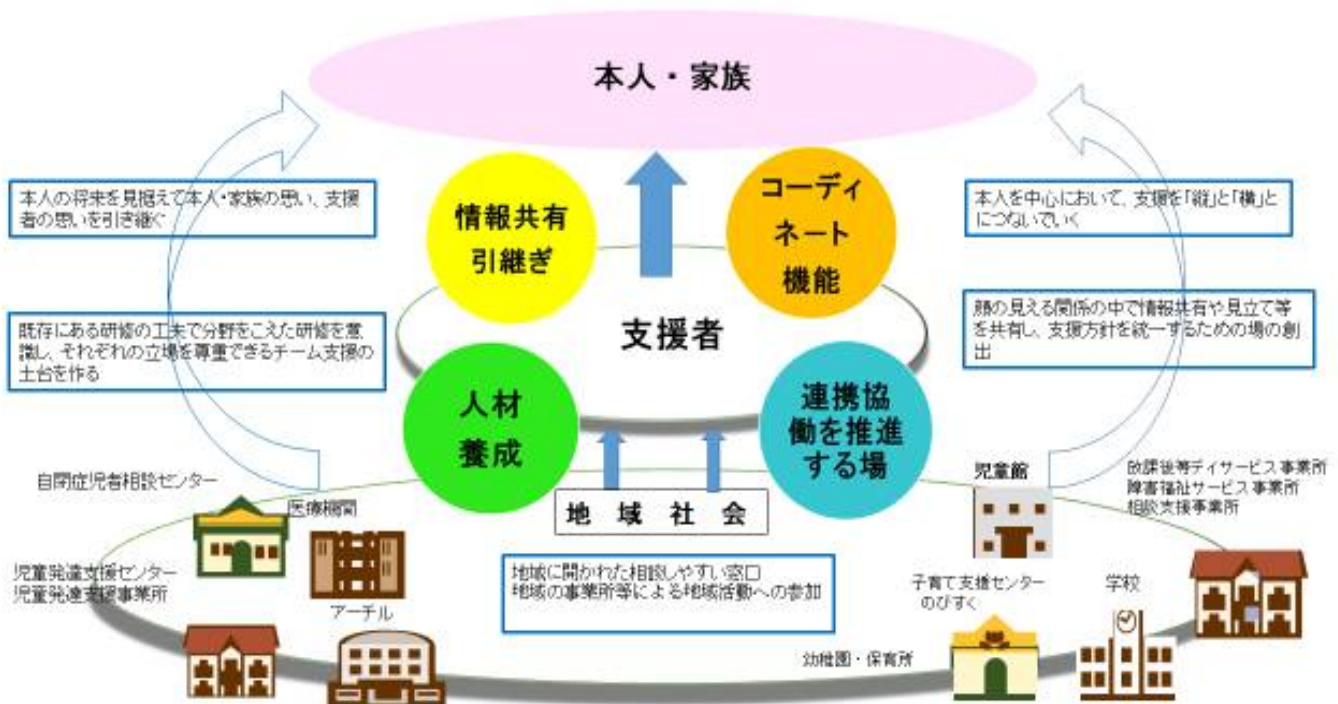


図 10 学齢期の発達障害児への切れ目のない支援を実現するための必要な支援体制



## VI 総括

発達障害児者本人及びその家族が地域で安心して暮らせるための鍵は、本人らしい育ちと暮らしを可能とする学齢期の切れ目のない支援体制構築にある。発達障害者支援地域協議会では、学齢期の発達障害児への「切れ目のない支援」を実現するための連携・協働のあり方をテーマに、7回に渡って部会を開催し、また委員へのヒアリング調査も実施した。各委員は支援者として、あるいは保護者として、常に子どもに寄り添い、本人の成長を見守り続ける立場の方々であり、部会での現状の確認や課題の検討については、現実感を持って議論をすることができた。

本報告書では、「本人を中心に置いた支援」と「本人及びその家族が地域で安心して暮らしていくことを見据えて、学齢期に必要な支援」を基盤に連携・協働を推進するためには、支援者はお互いの立場や役割を理解し尊重しながら、共通の課題解決に向けて行動することが必要だと述べてきた。

また、その推進に当たり、以下4点を再確認した。「コーディネート機能（人・機関）」、「顔の見える関係の中で情報共有や見立て等を共有し、支援方針を統一するための場」、「それぞれの立場を尊重できるチーム支援の土台となる人材育成」、そして「連携・協働をより補完するための、連携ファイル等のツール」、の4点を支援システムの中で活用することである（図10）。これまでも連携・協働を推進する際に大切にしている。

しかし、「発達障害」という言葉の浸透に伴って様々な困り感を「発達障害」に重ねて支援を求める本人・家族の裾野が広がり、単一の機関や分野での支援は困難な状況にある。そのような状況を解決するために「教育」、「福祉」、「子育て」の機関の連携・協働の支援体制は常に動きながら進められている。その途上の中で、それぞれの支援機関が今できることから始め、前述した「連携・協働を推進するための場」等を活用し、支援体制をより強固なものに構築していくことが必要である。

本人や家族が地域の中で孤立することなく、本人らしい育ちと安心した暮らしが保障され、将来の自立と社会参加へと繋がる一貫した支援体制を拡充するためには、関わる地域、支援機関が同じ方向を向き、それぞれができる連携・協働を「一歩」進めていくことが近道となる。

## 仙台市発達障害者支援地域協議会 学齢期における連携のあり方検討部会

## 委員名簿

所属	氏名
仙台市立大和小学校 教諭	渥美 英樹
保護者	猪股 絵理子
宮城教育大学 教授	植木田 潤
仙台市田子西たんぽぽホーム 園長	小野寺 信子
仙台市東四郎丸児童館 理事長	小岩 孝子
仙台市立向山小学校 教頭	齋藤 まり子
特定非営利活動法人彩り 代表理事	庄子 拓
仙台市自閉症児者相談センター 主任	西田 有吾
仙台市第二自閉症児者相談センター センター長	門田 優子
NPO 法人アフタースクールぱるけ 代表理事	谷津 尚美

以上 10 名 (50 音順 敬称略)

仙台市発達障害者支援地域協議会学齢期における連携のあり方検討部会

審議経過

開催月	協議事項
平成 30 年 10 月	第 1 回部会 学齢期の発達障害児支援における連携の現状および課題
12 月	第 2 回部会 各分野におけるコーディネーターの活動と期待される役割
平成 31 年 2 月	第 3 回部会 連携を深めていくためのツールの活用、引継ぎの現状
令和元年 7 月	第 4 回部会 中間報告書の再確認
11 月	第 5 回部会 連携に関わる事例提供・意見交換（1）
令和 2 年 1 月	第 6 回部会 連会に関わる事例提供・意見交換（2）
8 月	第 7 回部会 「学齢期の発達障害児者支援における切れ目ない連携を実現するための連携・協働のあり方」報告書最終確認

**学齡期の発達障害児への「切れ目のない支援」  
を実現するための連携・協働のあり方  
(報告書)**

令和2年 8月 3日

仙台市発達障害者支援地域協議会学齡期における連携のあり方検討部会  
(事務局：仙台市北部・南部発達相談支援センター)

住所：〒981-3133 仙台市泉区泉中央2丁目24番1号(北部アーチル)

電話 022(375)0110

FAX 022(375)0142

ホームページ <http://www.city.sendai.jp/kenkou/hattatsu/gaiyou/>